

「特定信書便事業許可状交付式」を開催

令和6年6月24日、株式会社讃急運輸に対して、特定信書便事業許可状等を交付しました。

このたびの許認可は、同者から提出された特定信書便事業許可申請と信書便管理規程認可申請について、令和6年6月20日に開催された情報通信行政・郵政行政審議会から許可及び認可を適当とする旨の答申を受けてのものです。

【今回許認可を受けた事業者の概要】

事業者名：株式会社讃急運輸

住所：香川県高松市香南町横井912-3

役務の種類：1号役務及び3号役務

提供区域：香川県

特定信書便事業とは？

次のいずれかに該当する信書便の役務のみを他人の需要に応ずるために提供する事業です。

【1号役務】

長さ、幅及び厚さの合計が73cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務

【2号役務】

信書便物が差し出された時から、3時間以内に当該信書便物を送達する役務

【3号役務】

その料金の額が800円を超える信書便物を送達する役務

